

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可について

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

1 旭川市立大学に係る入学検定料，入学金，授業料，施設設備費及び実験実習費

区 分		単 位	上 限 額 (円)
入学検定料	学生	1件	17,000
	科目等履修生	1件	9,800
	研究生	1件	9,800
入学金	学生（市内者）	1件	210,000
	学生（市外者）	1件	300,000
	科目等履修生	1件	30,000
	研究生	1件	90,000
授業料	学生	年額	535,800
	科目等履修生	1単位	14,800
	研究生	年額	356,400
施設設備費	保健福祉学部	コミュニティ福祉学科	年額 100,000
		保健看護学科	150,000
実験実習費	保健福祉学部	コミュニティ福祉学科	年額 100,000
		保健看護学科	150,000

(備考)

1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

(2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

2 旭川市立大学大学院に係る入学検定料，入学金及び授業料

区 分		単 位	上 限 額 (円)
入学検定料	学生	1 件	30,000
	科目等履修生	1 件	9,800
	研究生	1 件	9,800
入学金	学生 (市内者)	1 件	210,000
	学生 (市外者)	1 件	300,000
	科目等履修生	1 件	30,000
	研究生	1 件	90,000
授業料	学生	年額	535,800
	科目等履修生	1 単位	14,800
	研究生	年額	356,400

(備考)

1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

(2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

3 旭川市立大学短期大学部に係る入学検定料，入学金，授業料，施設設備費及び実験実習費

区 分		単 位	上 限 額 (円)
入学検定料	学生	1 件	17,000
	科目等履修生	1 件	9,800
	研究生	1 件	9,800
入学金	学生 (市内者)	1 件	140,000
	学生 (市外者)	1 件	200,000
	科目等履修生	1 件	20,000
	研究生	1 件	60,000
授業料	学生	年額	390,000
	科目等履修生	1 単位	14,800
	研究生	年額	356,400
施設設備費		年額	100,000

実験実習費	食物栄養学科	年額	110,000
	幼児教育学科		88,000

(備考)

- 1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者
 - (2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者
- 2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

4 手数料

区 分	単 位	上 限 額 (円)
証明書発行手数料	1通	1,000

5 その他料金

区 分	単 位	上 限 額 (円)
再試験料	1科目	1,000
自動車通学許可書	1年	1,000

6 適用日

この料金の上限額は、令和5年4月1日から適用する。